

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則（令和2年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利子補給の対象及び利子補給率) 第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす新型コロナウイルス感染症対応資金を貸し付ける場合に行うものとする。 。 (1) 貸付限度額 <u>4,000万円</u> (2)～(6) [略] 2 [略]	(利子補給の対象及び利子補給率) 第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす新型コロナウイルス感染症対応資金を貸し付ける場合に行うものとする。 。 (1) 貸付限度額 <u>6,000万円</u> (2)～(6) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられた新型コロナウイルス感染症対応資金から適用し、同日前に貸し付けられた新型コロナウイルス感染症対応資金については、なお従前の例による。